

# 情報公開法に関する特許庁審査基準

制定：平成13年4月1日 20010329 特許1

## 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく 特許庁長官の処分に係る審査基準等について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)に基づく特許庁長官の処分に係る、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準等については次のとおりとする。

### ● I. 審査基準●

#### 1. 法第5条の規定に基づく行政文書の開示

法第5条の規定により、特許庁長官は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないが、この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

##### (1) 開示・不開示の基本的考え方

本法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政情報は原則開示との考え方で立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

##### (2) 開示の実施の方法との関係

本法でいう「開示」とは、行政文書の内容があるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された行政文書の開示の実施に当たり、行政文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はある。

##### (3) 不開示情報の類型

法第5条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることは

あり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

#### (4) 法第5条各号の「公にすること」

法第5条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。本法では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができるから、開示請求者に開示するに当たっては、何人に対しても開示を行うことが可能であり、また、開示請求者における当該請求をした事情を考慮することなく開示を行うことが可能であるかどうかという観点から検討することを要するため、法第5条各号で「公にすること」と規定されているものと考えることができる。

#### (5) 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点(当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点)である。

## 2. 不開示情報

法第5条に掲げる不開示情報の該当性を判断するに当たって考慮すべき事項は以下のとおりとする。

### (1) 個人に関する情報(法第5条第1号)

#### (1-1) 解釈

法第5条に掲げる不開示情報のうち、個人に関する情報については、同条第1号の規定に基づき判断することとする。個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるから、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から十分な検討を行う。なお、同号の各規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとし、特定の個人を識別することができる記述等以外の部分は個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第5条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる、したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は法第6条第2項の規定により開示されることになる。

##### a. 法第5条第1号本文

###### 1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)とは、個人の内心、身体、身

分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人情報の判断に当たり、原則として、公務員等に関する情報と非公務員に関する情報を区別していない。ただし、前者については、「行政機関における公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名について」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)(以下「連絡会議申合せ」という。)により、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとするとされている。

「個人」には、外国に居住している者も含まれ、国籍を問うものではない。また、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれ、生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適当である。

(C) 2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」

「営む」とは、同種の行為の反復継続的行為をいい、対価を得てなされるかどうかを問わない。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外されている。また、事業者としてのものではない氏名、住所等の情報は本号で取り扱い、また、事業者としてのものと明らかではない氏名、住所等の情報も「事業を営む個人の当該事業に関する情報」ではないと判断されるのであれば本号で取り扱うことになる。

(C) 3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、例えば、年齢、性別、印影、履歴、振込金融機関名等、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も多い。

なお、「記述等」には、例えば映像なども含まれる。

4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保

有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。なお、このことは、情報の性質、内容等に応じて、個別に適切な判断が必要であるが、個人のセンシティブな情報については、行政機関として通常考慮すべき情報を挙げているものであり、判断に当たり、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報についてまで、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。ここで、特別の調査とは、例えば、行政文書の開示を受けた者が、開示文書の個人を特定するために、一般には入手困難な情報を特別に得るために調査活動を行うことが考えられ、この場合も情報の性質、内容等に応じて個別に適切に判断する必要がある。

また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十分な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。例えば、病歴の情報等センシティブな情報であって、その集団が少人数の場合には、当該情報を開示してもその集団のうち誰であるか厳密に特定できない場合であっても、特定の個人の権利利益の侵害のおそれを問うまでもなく、個人識別性があるものと取り扱って良い。

- 5) 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの等、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある場合については不開示情報に該当する。例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物(個人の研究成果の発言等の録音テープも含まれる)等がこれに該当する。

b. 法第5条第1号イ

- 1) 「法令の規定により」

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。なお、「法令の規定」には、訓令その他の命令は、一般的には法規としての性質を持たないものであり、含まれない。また、法令の規定により期間を限定して行政文書(当該文書に個人情報が記載されているもの)の閲覧のみ許可している場合は、当該期間中は何人でも閲覧できるのであれば、少なくとも当該期間中においては、公にされている情報に該当する。

- 2) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらず、例えば、取材等でたまたま明らかになっているものであれば、一般的には「慣行として」には該当しない。

### 3) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知(周知)の事実である必要はない。なお、誤ってそのような状態に置かれている場合や、他人の故意又は過失によりそのような状態に置かれている場合はこれに含まれない。また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

### 4) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通常公にされるものも含まれ、例えば、ある事業についての報告書を毎年公表している慣行があって、同種の新規事業に着手し、同様に報告書を作成したが、当該報告書の事項も同様で特に異なった取扱いをする必要がない場合などがある。換言すれば、同種の新規事業であっても、作成された報告書の事項が異なり、同種と判断されないのであれば、同種情報とはならない。

なお、「公にすることが予定されている」には具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含まれ、また、この「予定している」については、あらかじめ意思決定をしておくことは必ずしも必要ない。

## c. 法第5条第1号口

### 1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないとの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められる。また、現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、そのような蓋然性が高いか否かの事実認定は、特に調査等を行うことまで求められるものではなく、通常知り得る範囲内で判断することとなる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、例えば、人の生命等の保護の達成のために当該情報を開示する以外の代替的方法があることだけをもって、当該情報を開示しないことにはならない。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定(法第7条)により判断することとなる。

d. 法第5条第1号ハ

1) 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。

「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員であった者が当然に含まれるものではないが、当該者が公務員であった当時の情報については、本規定は適用される。さらに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人(以下「独立行政法人等」という。)の役員及び職員を含む。

2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、人事査定・評価情報、給与等情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。なお、人事査定・評価情報や給与等情報は法第5条第6号の不開示情報にも該当し得ることに留意が必要である。

3) 「当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

i) 政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、どのような地位、立場にある者(「職」)が、どのように職務を遂行しているか(「職務遂行の内容」)については、たとえ特定の公務員が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはならない。

ii) 他方、行政機関における公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、連絡会議申合せにより、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。すなわち、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、当該申合せにより、氏名を公にすることにより法第5条2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び個人の権利利益を害することになるような場合を除いて、ただし書イに該当する公表慣行があるととらえ、職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イが重畠的に適用され、個人情報としては不開示とはならない。

### e. 本人からの開示請求

本法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があつた場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイからハ又は公益上の理由による裁量的開示(法第7条)に該当しない限り、不開示となる。なお、平成17年4月1日より行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)が施行され、行政機関の保有する個人情報について、本人が自己情報を開示請求することが可能となり、同法第14条各号の不開示情報にあたらない場合には自己情報が開示されることとなっている。

#### (1-2) 具体例

- a. 本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

また、職務遂行に係る情報に含まれる行政機関の職員の氏名については、連絡会議申合せにより、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、本号のハとともに、イが重畠的に適用され、個人情報としては不開示とならない。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

- 1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
  - ・ 氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
  - ・ 振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等
  - ・ 住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、署名、振込金融機関名、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴等
  - ・ その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報
- 2) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
  - ・ 匿名の作文等個人の人格と密接に関連する情報
  - ・ 無記名の個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある情報

- b. また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」ととなる「他の情報」に該当する可能性が高い情報の例は、以下

のとおりである。

- ・ 公知となっている情報
  - ・ 図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報
  - ・ 以前の開示請求により開示されている情報
  - ・ 近親者、地域住民等であれば、通常入手可能な情報
- c. なお、行政機関における会議等の開催に関する会計文書と職員の勤務状況に関する文書の2類型の行政文書に関し、主として本号及び第2号に関する開示・不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものは、別添のとおりである。

| [情報公開のトップ画面](#) | | [目次へ](#) |

[次へ >>](#)